

第2章 宇土市の環境の現状と課題

1. 位置及び地勢等

宇土市は熊本県のほぼ中央部、有明海と不知火海を二分する宇土半島の基部に位置し、北側を熊本市、南側を宇城市に隣接しています。

本市域は東西 20.4km、南北 7.9km と東西方向に細長く、総面積は 74.30km²です。

地形的に見ると、西側の大半は大岳（標高 478m）を主峰とした宇土半島の山々（標高 300～500m程度）で占められ、その北側には広大な干潟を持つ有明海が広がっています。一方、東側には平野や扇状地*が広がり、東の市境付近の雁回山等に続いています。また、市の東部から北部にかけては緑川及び浜戸川が、市の中央部の山地からは網津川が、市の西側の山地からは網田川が、それぞれ有明海に流入しています。

本市は、熊本市等の県北部と八代市等の県南部、並びに天草地域の要衝地域に位置し、これらを結ぶ幹線道路及び鉄道が集中しており、交通の要衝の地となっています。

・市役所の位置

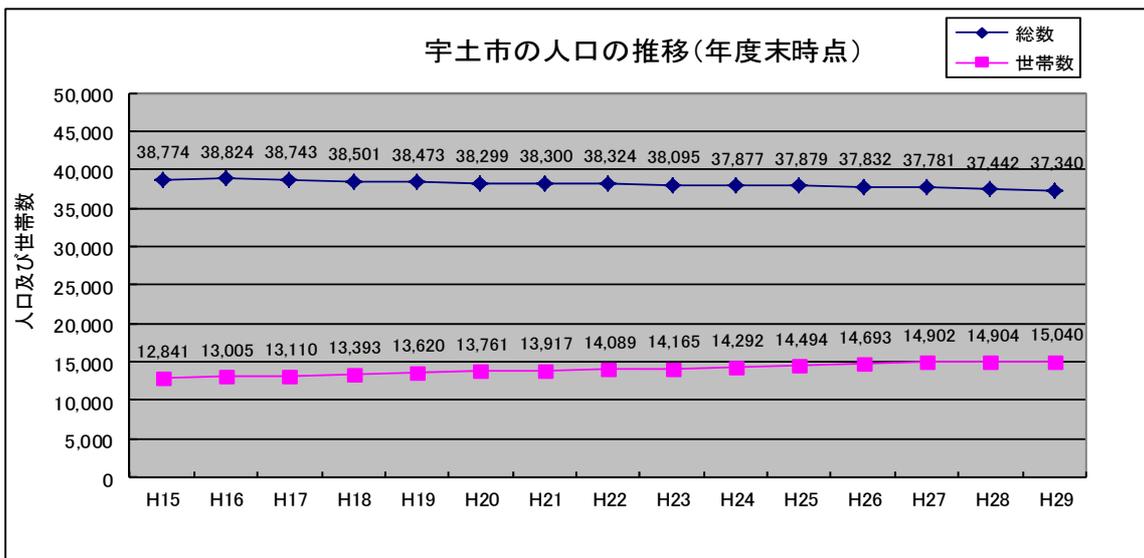
名称	所在地	東経	北緯
宇土市役所	熊本県宇土市浦田町 51 番地	130°39'31"	32°41'14"

・広ぼう・面積

東西	南北	面積
20.4km	7.9km	74.3km ²

宇土市の人口は、平成16年をピークに減少傾向にあります。しかし、世帯数は依然増加傾向がみられます。

● 宇土市の人口の推移



(資料:宇土市市民保険課)

2. 空気に係る状況

(1) 現状

① 大気汚染の状況について

宇土市の大気環境は、昭和57年から宇土運動公園局(熊本県設置)において、継続して調査されています。現在、宇土運動公園局においては、二酸化窒素(NO₂)*、光化学オキシダント(Ox)*、浮遊粒子状物質(SPM)*、微小粒子状物質(PM2.5)*の4項目が測定されています。

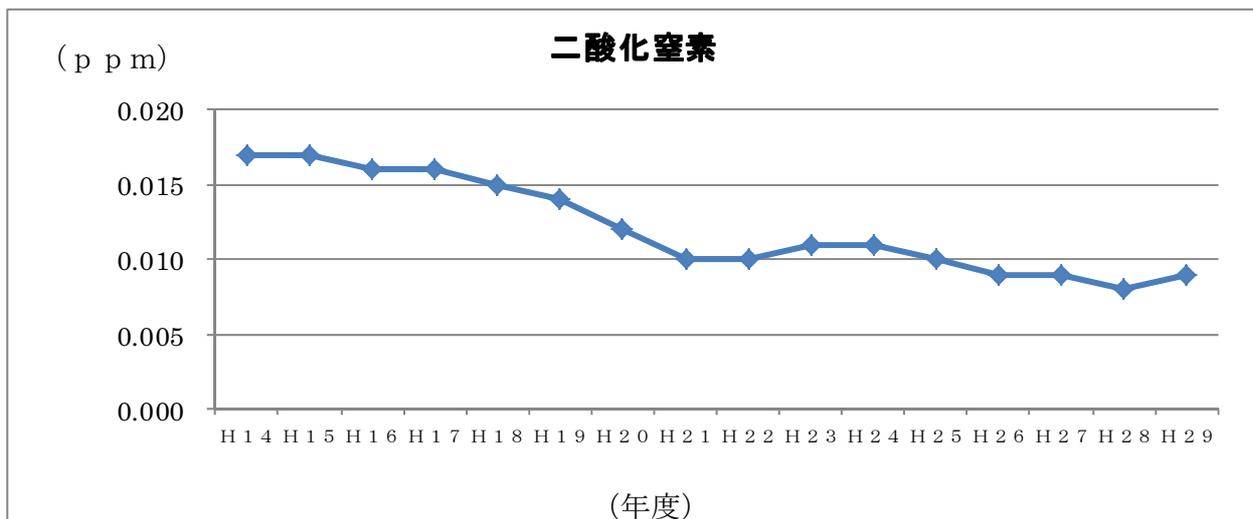
各項目の環境基準*の達成状況は、NO₂は基準を達成しており、良好な状態が継続していますが、Oxは基準を非達成であり平成21年度には光化学スモッグ注意報が発令されています。また、SPMは、概ね達成しているが、年によって非達成の年があります。PM2.5は、平成25年3月5日には全国で初めて、国が定めた暫定指針値を超える可能性があるとして、県内の市町村や保健所などに注意喚起の情報を流しました。また、平成29年度も環境基準非達成ではありませんが、年平均値は経年的に下がってきており、熊本県全体でも改善の傾向が見られてきています。

・二酸化窒素

<環境基準>

▼日平均値の98%値が、0.06ppm*以下であること。

●宇土運動公園局における二酸化窒素の年平均値



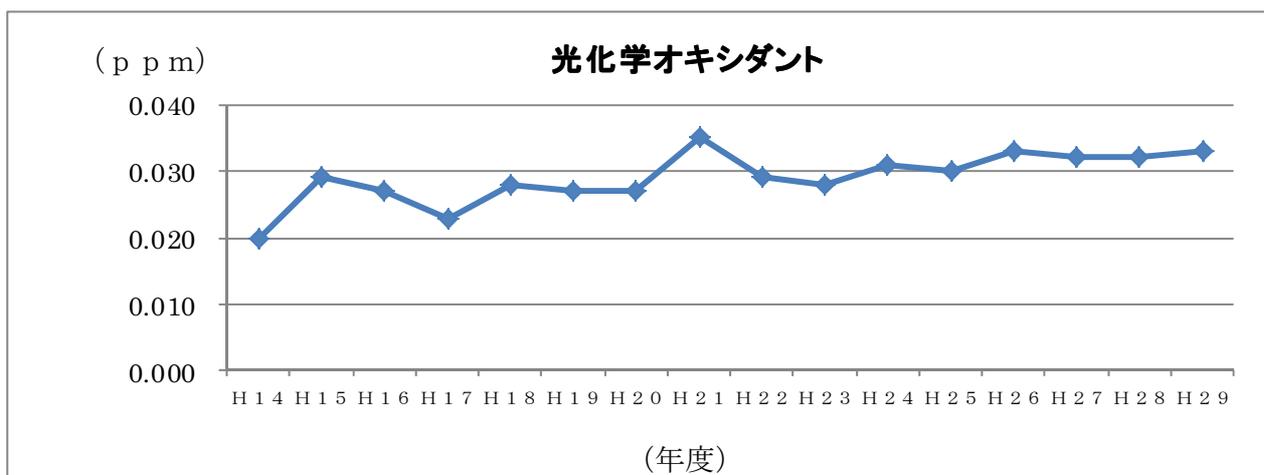
(出典：熊本県 大気・化学物質・騒音等環境調査報告書)

・光化学オキシダント

<環境基準>

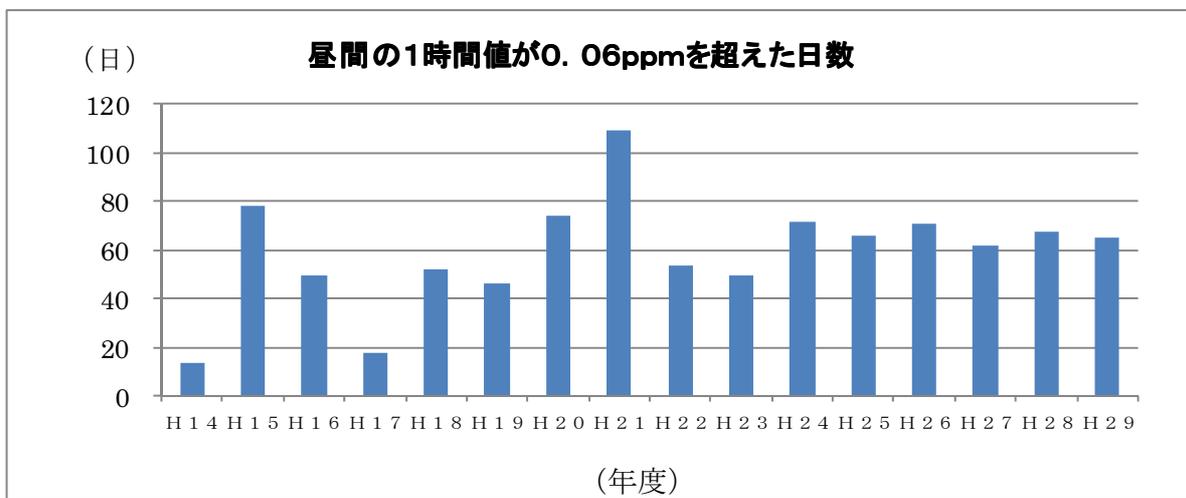
▼昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。

●宇土運動公園局における光化学オキシダントの年平均値



(出典：熊本県 大気・化学物質・騒音等環境調査報告書)

●光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数



(出典：熊本県 大気・化学物質・騒音等環境調査報告書)

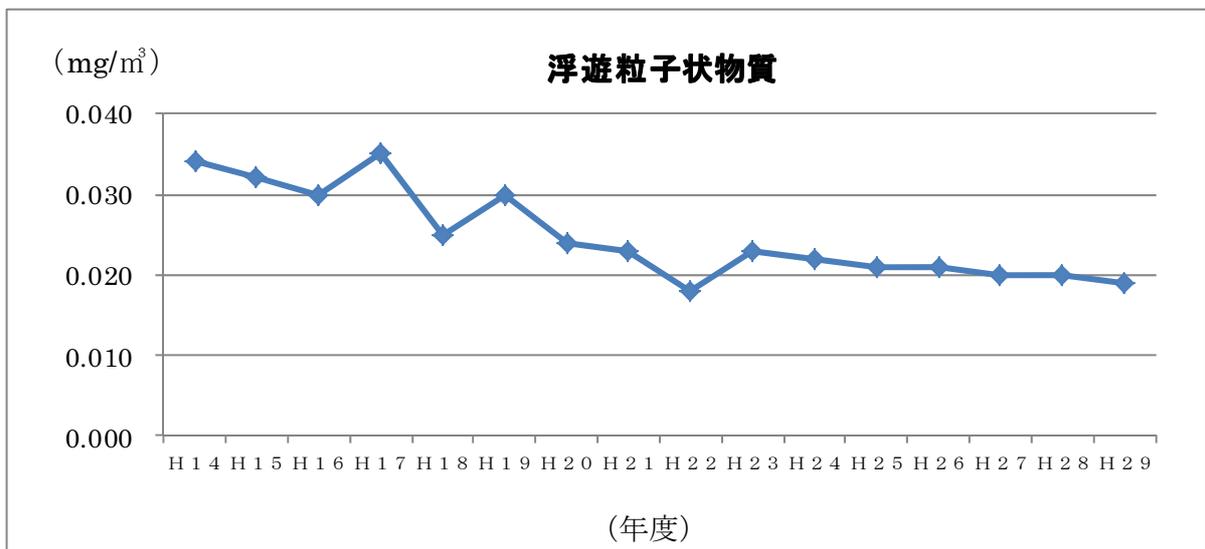
・浮遊粒子状物質

<環境基準>

▼年間にわたる日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下であること。

▼日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

●宇土運動公園局における浮遊粒子状物質の年平均値



※浮遊粒子状物質は年間の数値としては環境基準に適合していますが、「日平均値が0.1mg/m³を越える日が2日以上連続しない」基準もあり、2日以上連続する年が見られます。

(出典：熊本県 大気・化学物質・騒音等環境調査報告書)

・微小粒子状物質

<注意喚起を行う暫定指針>

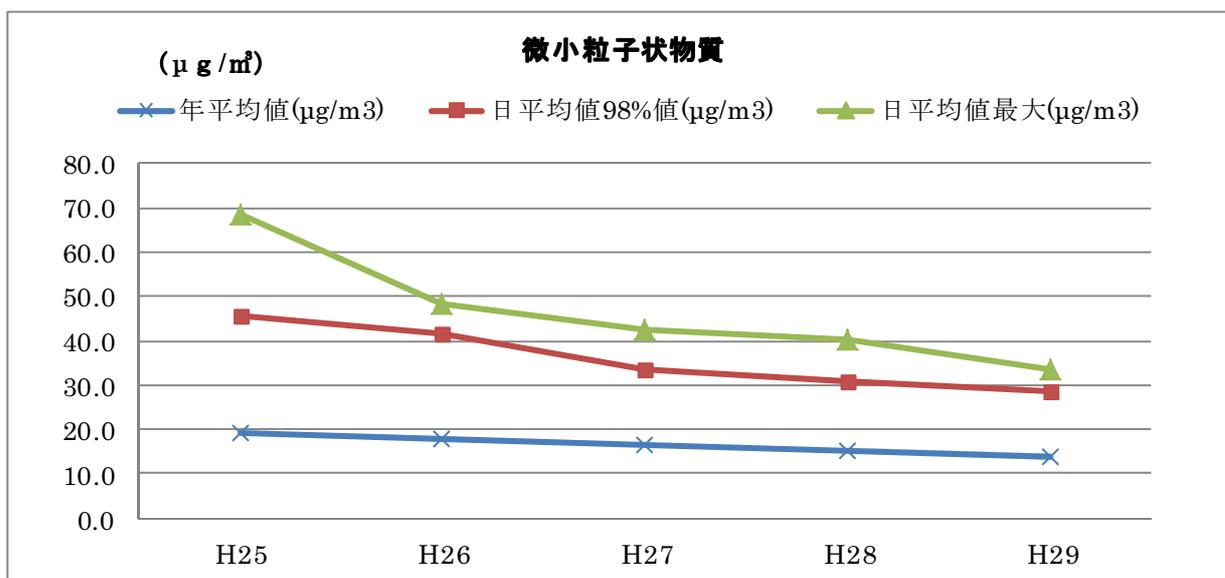
▼暫定指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

<環境基準>

▼1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること（長期基準）

▼年間にわたる日平均値の98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること（短期基準）

●宇土運動公園局における微小粒子状物質の月平均値及び日平均値最大



（出典：熊本県ホームページ）

② 地球温暖化について

地球温暖化対策推進法第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取り組み方針について」に基づき地球温暖化対策計画が平成28年5月に閣議決定されました。その中に地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、もっとも重要な環境問題の一つであるとされております。日本においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されているため、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であるとされております。これに伴い、本市の地球温暖化防止実行計画についても見直しを行ってまいります。

熊本県の温室効果ガス排出量の報告によれば、産業部門が3割以上を占め、次いで家庭、運輸、業務部門となっております。また、家庭部門、業務部門の伸びが

大きく、運輸部門は減少傾向となっています。

温室効果ガス削減のため、近年エコカーの普及が広く進んでいますが、宇土市においても、ノーカーデーの啓発や低公害車の導入推進及びエコドライブの実践を行うなど、排出ガスの削減に努めています。

また、レジ袋の削減に向けた取り組みとして、「熊本連携中枢都市圏推進協議会」での方針に基づき、連携して取り組んでいます。また、環境省よりスーパーやコンビニエンスストアなどの小売業を対象に、平成32年度（2020年度）以降のレジ袋の有料化の義務付けを含んだ使い捨てプラスチックの削減戦略の素案が示されたため、今後の動向を注視しながら、レジ袋の削減に取り組んでいきます。

その他、本市では、再生可能エネルギー導入推進のため、住宅用太陽熱温水器設置費の補助を行っています。

>>取組内容

>レジ袋の削減について

ア スーパーなどの店舗

- ・基本の取り組み（協定 A 方式）

レジ袋の無料配布をやめ、必要な方には有料（3円以上）で提供し、レジ袋辞退率80%を目指します。

- ・有料化以外の取り組み（協定 B 方式）

お客様への声かけやマイバッグのポイント制などに取り組んでレジ袋辞退率30%を目指します。

イ 市民（消費者）団体の方

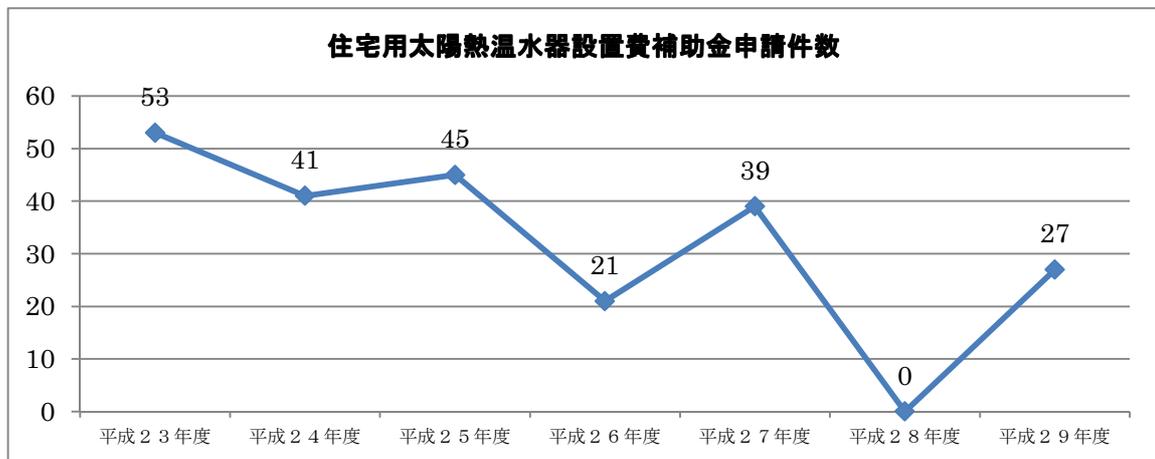
参加する店舗の支援と市民へのマイバッグ持参の呼びかけ

ウ 宇土市としての取り組み

- ・事業所への協定書締結の呼びかけ
- ・レジ袋削減に取り組む事業者への支援
- ・広報紙、ホームページ等での啓発

＞再生可能エネルギー導入推進について

住宅用太陽熱温水器設置費補助件数（平成23年度から制度開始）



（資料：宇土市環境交通課）

③ オゾン層破壊*について

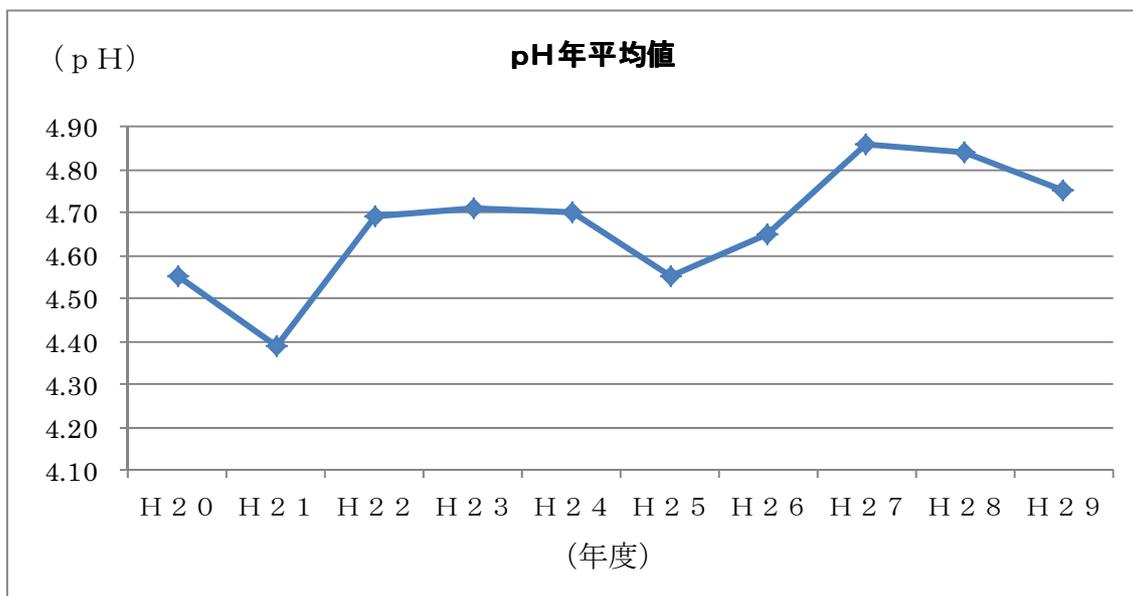
オゾン層の破壊は、地上での有害紫外線の量を増加させ、生態系への影響等が懸念されています。国際的な動向を受けて、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律によりオゾン層破壊効果を持つ特定フロンは削減されたものの、高い温室効果を持つ代替フロンの排出量が急増しました。温暖化防止のために、代替フロンの削減が必要であることから、それまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体に包括的な対策が取られるよう、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が施行されました。

フロン等が使用されている製品は、主として冷蔵庫、室内エアコン及びカーエアコンが挙げられ、市民生活に身近なものとなっています。

④ 酸性雨について

本市では、熊本県が酸性雨の継続的な観測を平成20年度から行っています。酸性雨の目安とされるpH5.6を下回る酸性度の高い降雨（pHが低いほど酸性の度合いが強い）が毎年観測されています。この要因としては、自動車の排気ガスや煙突からの硫黄酸化物及び窒素酸化物*が考えられます。

●宇土市におけるpH年平均値



(出典：熊本県 大気・化学物質・騒音等環境調査報告書)

(2) 課題

空気に係る問題の解決には、汚染に関連する法令に基づく規制，指導，助言はもちろんですが，二酸化窒素や二酸化硫黄*等の大気汚染物質，温室効果ガス及びオゾン層破壊物質等の環境への負荷のより少ない日常生活や社会・経済活動に変えていく必要があります。

光化学スモッグや微小粒子状物質などに関する情報を意識し，それぞれができる対応を行っていくことで大気汚染等の対策を講じることができます。

また，各主体が再生可能エネルギーの活用やレジ袋削減，低公害車の購入やエコドライブなどを一体となって実行することで，地球温暖化防止を推進することができます。

3. 水に係る状況

3-1 水質

(1) 現状

① 地下水質について

熊本県及び市が実施する地下水調査においては、定点観測及び汚染地区調査を毎年度実施しております。基準を超えた地点については、飲用指導を行っております。調査の種類については次のとおりです。

調査の種類

調査名		対象井戸	目的
概況調査	新規概況調査 (G点)	(原則として)過去に調査を行っていない井戸	地域の地下水の概況を把握するための調査
	定点監視調査 (T点)	地域の代表地点の井戸	
	定点監視調査補助点調査(N点)	定点監視調査を補う地点の井戸	継続的な監視をするための調査 (毎年同じ井戸を調査)
継続監視調査	汚染地区調査 (M点)	過去に汚染のあった井戸	
	検出井戸周辺地区調査(K点)	過去に有機塩素化合物等が検出された井戸	
汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査(S点)	新たに汚染が発見された井戸の周辺井戸	新たに発見された汚染の範囲を確認するための調査

(資料：熊本県 水質調査報告書)

◆公益財団法人くまもと地下水財団の発足

熊本地域においては、主に市町村長等を理事とする財団法人熊本地下水基金、民間を主会員とする熊本地域地下水保全活用協議会、熊本県知事及び11市町村長で構成される熊本地域地下水保全対策会議において、個々に地下水保全対策の検討や事業を実施してきました。

しかしながら、地下水量の減少や水質の悪化傾向が続いたことから、新たな地下水保全組織設置の検討が開始され、事業主体として「基金」を母体とする公益財団法人を設立することで合意しました。その後、平成24年4月1日に

「公益財団法人くまもと地下水財団」が設立され、本市もこの財団に参加しており、熊本地域の地下水保全対策について協議を行っております。また、財団の補助金を活用し、雨水タンク及び雨水浸透ます設置費補助金制度を平成24年度から開始しています。

◇くまもと地下水財団の事業内容

地下水の流動等のメカニズムを把握する調査研究を始め、水質・水量、啓発等の公益目的事業を実施します。具体的には、地下水環境調査研究、地下水質保全対策、地下水かん養推進、地下水摂取・使用適正化推進事業等を行っています。

◇熊本地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号）の改正

平成24年10月に改正熊本県地下水保全条例が施行され、その中で特に地下水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定し、本市も重点地域の1つとなっています。そのため、地下水採取の際の許可、届出要件について県下で他の地域よりも厳格な基準が置かれています。

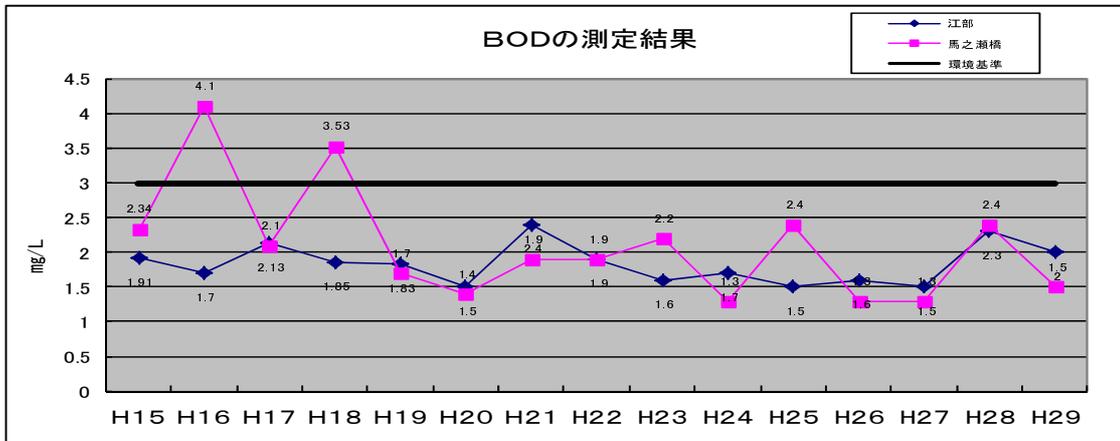
本市においても県条例の改正に基づき適正な地下水利用を呼びかけ、地下水保全に関する施策についても検討が必要です。

② 河川水質について

宇土市では毎年、船場川2地点、大坪川1地点、潤川2地点、網津川1地点、網田川1地点の水質調査を水質汚濁防止法に基づく浜戸川の類型Bを準用し実施しています。

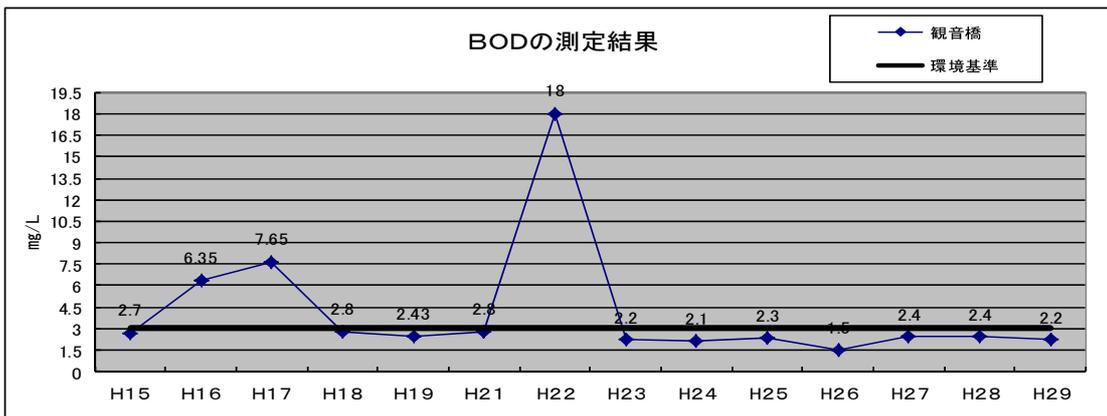
※調査は四半期毎に行っており、結果数値はBOD*の平均値を記載しています。

●船場川 (江部, 馬之瀬橋)



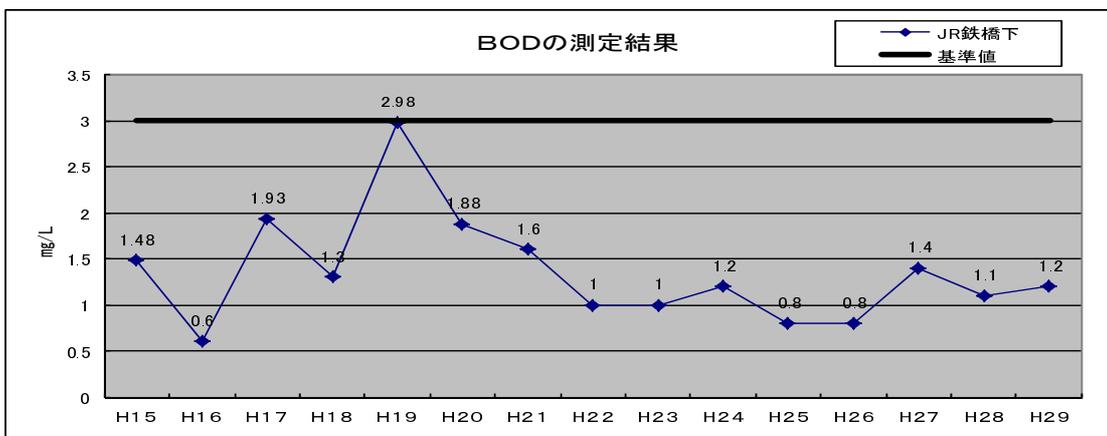
(資料：宇土市環境交通課)

●大坪川 (観音橋)



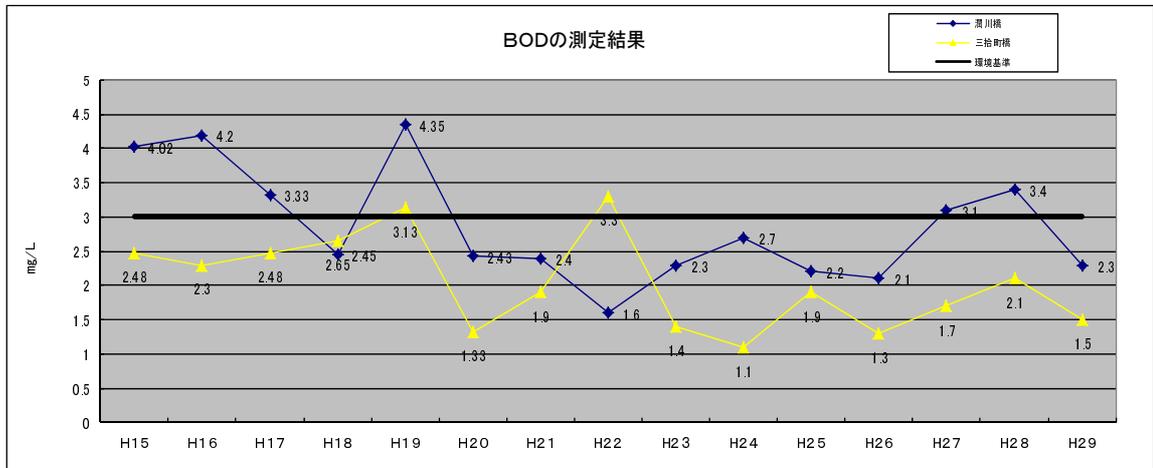
(資料：宇土市環境交通課)

●網津川 (JR鉄橋下)



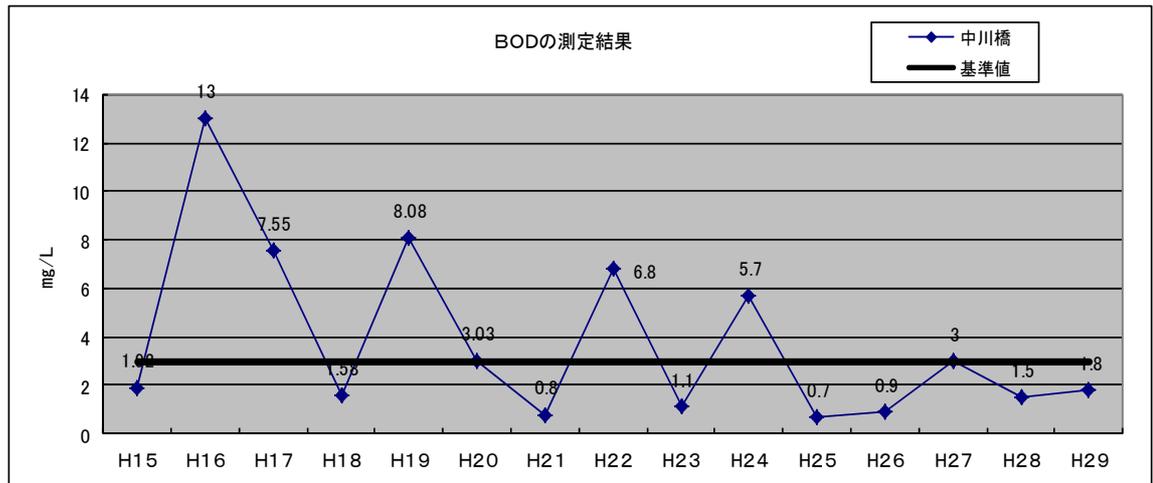
(資料：宇土市環境交通課)

●潤川（潤川橋，三拾町橋）



(資料：宇土市環境交通課)

●網田川（中川橋）

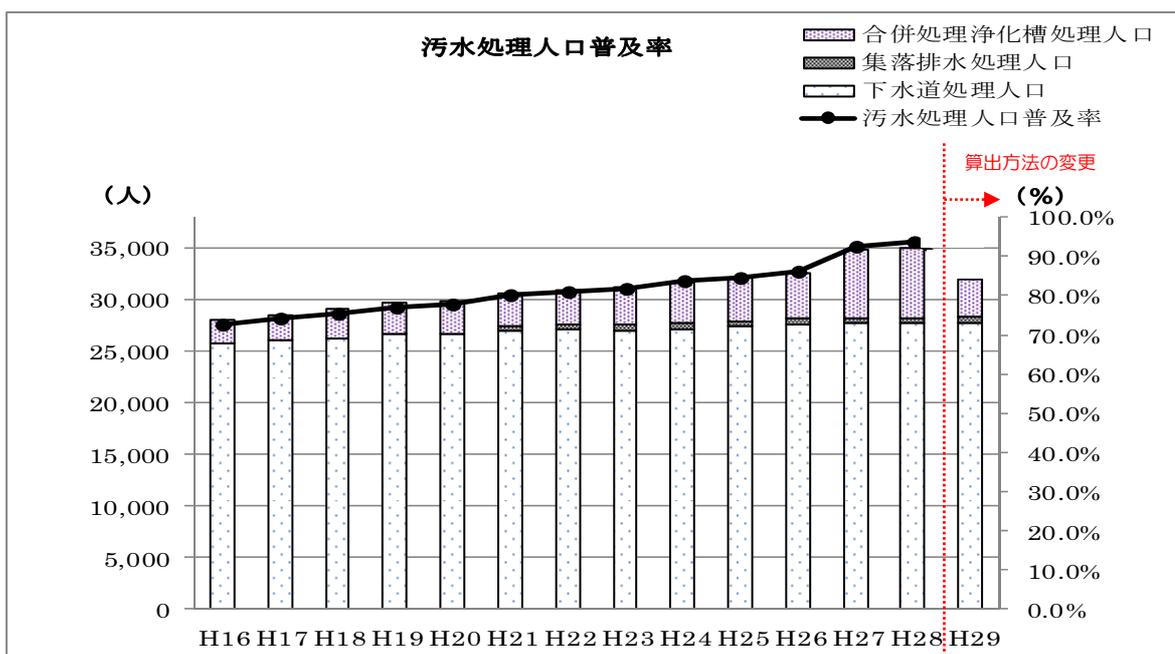


(資料：宇土市環境交通課)

③ 生活排水対策について

本市における生活排水対策としては、地域の状況に合わせて、公共下水道*、合併処理浄化槽*及び漁業集落排水事業により対応が図られています。

本市においての汚水処理人口普及率は年々増加傾向にあります。平成29年度に合併浄化槽処理人口の算出方法を変更したことにより、平成28年度の93.6%から平成29年度は85.7%となっています。



※汚水処理人口普及率

$$= (\text{合併処理浄化槽処理人口} + \text{集落排水処理人口} + \text{下水道処理人口}) / \text{住民基本台帳人口}$$

④ 事業所排水対策について

事業所からの排水に対しては、「水質汚濁防止法」等の関係法令に基づく規制・指導・助言が図られていますが、特に環境への影響が大きいと判断される事業所に対しては、市と事業所が環境保全協定*を締結するよう働きかけています。

(2) 課題

現在の河川水質調査では、市全域の河川の調査を行っています。今後も調査を行い、水質の状況を継続して把握することが必要です。

次に、生活排水対策としては、公共下水道、合併処理浄化槽及び集落排水事業が進められています。しかし、合併処理浄化槽等が、適正に点検・整備されていなかった

り、合併処理浄化槽が十分に普及していない状況が見られます。河川や海等の水質を改善するためには、汚水処理人口普及率の向上を積極的に推進する必要があります。

一方、事業所排水に対しては、法令に基づく規制・監督・指導の強化を図るとともに、現在締結している環境保全協定の拡充及び内容の強化、協定に基づく監視・指導の強化を図っていくことが必要です。

なお、本市を取り巻く水の問題は、いずれも複数の自治体にまたがる広範囲なものであることから、関係自治体等との連携により、問題解決のための取組を推進していくことも必要です。

3-2 湧水（地下水）量

(1)現状

①湧水（地下水）量について

これまで、本市を含む熊本地域では、豊富な湧水（地下水）に恵まれ、上水や工業用水等として利用してきました。しかし近年では、湧水（地下水）量の減少が叫ばれており、関係自治体及び熊本県が共同で「熊本地域地下水総合保全管理計画*」を策定し、かん養対策、節水対策、水質保全対策等の取組みが進められています。

本市では、平成16年2月から上天草・宇城水道企業団が供給する水道用水を水道水として利用しています。それまで、市の水道用水は100%地下水や湧水に依存していましたが、現在では50%以下の依存度になっています。このことは、地下水源のかん養に大きく寄与しているものと考えられます。

②水源かん養機能*について

近年、都市化の進行に伴い、農耕地の減少、アスファルトやコンクリート等による雨水の地下浸透阻害が進んでいます。一方、林業従事者は零細であり、高齢化や後継者不足による森林の手入れ不足が進み、森林の保水機能や水源かん養機能が低下しています。このため、ボランティアによる白山への植林活動が行われています。

(2) 課題

近年、近隣自治体と同様に、本市においても湧水量の減少が叫ばれています。

この問題に対応するためには、まず適切な現状把握が必要です。本市にある4つの名水百選（環境省及び熊本県）を含めた湧水量の調査体制を整備することが必要です。

また、地下水は有限な資源であり、かん養量以上の過度な地下水利用は、水位低下を招いたり、環境のシンボルである轟水源等の湧水の枯渇や、地盤沈下にも繋がる問題であることを認識し、市民一人ひとりが積極的に節水行動を行い秩序ある地下水利用に努めることや、地下水のかん養機能の再生・保全を推進することが必要です。

なお、水質の汚濁と同様に、湧水（地下水）量の問題についても、複数の自治体にまたがる広範囲なものであることから、関係自治体等との連携により、問題解決のための取組を推進していくことも必要です。

4. 動植物の状況

(1) 現状

① 生息・生育状況について

宇土市には、標高 500m程度 of 山々、大小様々な川、水田地帯、大きな干潟を有する有明海があり、これら変化に富んだ環境により生物相が豊富です。『新宇土市史 通史編第一巻』（2003年、宇土市）及び『宇土市植物調査報告書 1988』（1988年、宇土市）によれば、本市における動植物の確認状況は表に示すとおりであり、多くの種が確認されています。

また、『新宇土市史基礎資料 宇土の自然』（2003年、宇土市）によれば、広大な干潟を含む市沿岸の有明海及び緑川等の河口部には、226科400種の動物の生息と、64科265種の植物の生育が確認されています。

◆『新宇土市史』に基づく動物及び『宇土市植物調査報告書 1988』に基づく植物の確認状況

ほ乳類	鳥類	両生・は虫類	魚類	昆虫類	植物
9科19種	40科153種	13科20種	13科40種	228科2,021種	219科759種

市内で確認されている生き物の中には、元来日本には生息していないはずの種も幾つかみられます。これらの生き物は外来種*と呼ばれ、人間の都合で海外等から持ち込まれたものが、繁殖してしまっただけのものであり、外敵がいなかったことや、宇土市に元々

いる生き物よりも繁殖力が強いこと等が原因となって、大量に繁殖し、本市の元々の生態系*を壊してしまっています。『新宇土市史通史編第一巻』（2003年、宇土市）によれば、本市内の外来種としては、立岡池や花園池等で特に増えてきたオオクチバスやミシシippアカミミガメ等が紹介されています。

また、イノシシやシカ、特定外来生物のクリハラリス（通称：タイワンリス）の生息が確認され、一部の地域で繁殖拡大と農林業の被害をもたらしています。なお、宇土半島で増加したクリハラリスを根絶目前まで減らすことに成功しており、専門家から高い評価をされています。

② 重要な生息・生育環境について

既存資料「有明海の生きものたち ー干潟・河口域の生物多様性ー」（海游舎）によれば、干潟を含む有明海には、ムツゴロウやアリアケシラウオ等のように有明海にしか生息しないか、もしくは有明海を含む一部の海域にしか生息しない生き物が多く、魚類、鳥類、カニ類、貝類等、計63種以上が該当します。これらのうち大半の種は、環境省及び熊本県が選定した絶滅のおそれのある種（レッドデータブック）に該当し、それら種の存続が危ぶまれています。

また、環境省が実施した「第2回、第3回自然環境保全基礎調査」によれば、住吉神社のスダジイ林が、「原生林もしくはそれに近い自然林*」という理由により特定植物群落*に選定されています。この住吉神社は、雁回山の一角とともに、本市では他に見られなくなった自然林もしくはそれに近い森林となっています。

(2) 課題

本市には、数多くの動植物が生息・生育していますが、農林業者の高齢化・担い手不足等により雑木林や耕作放棄地が増加したことで、特にイノシシやカラス等が年々増加しており、農作物への被害や人家への侵入も発生している状況です。平成27年5月に被害を及ぼす鳥獣の管理を強化した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が改正施行されました。野生鳥獣については原則として保護していくことが必要ですが、被害を及ぼす野生鳥獣については管理することにより保護と管理のバランスを図り、人と野生鳥獣の共生を図る必要があります。イノシシによる農作物への被害が多いことから被害軽減のため駆除隊による定期的な有害野生鳥獣の駆除を実施するとともに、動植物の生息・生育に配慮した公共工事や宅地開発、森林整備及び農村整備等を推進するなど、動植物にとって良好な生息環境の保全に努めてい

く必要があります。

また、底生生物やそれらをエサにするシギ類、チドリ類等多くの動植物が生息・生育する干潟については、砂質干潟の上に泥土が堆積することにより、従来までの生き物が減少しています。そのため、干潟及びその隣接部の生き物の生息状況を把握するとともに、干潟への泥土の堆積防止や、自然の風景地の保護等に関する法令に基づく等、干潟及びその隣接部の生き物に配慮した適正な保全と活用を推進することが必要です。加えて、市民意識の啓発のためには、市民が干潟及びその隣接部を身近に感じることができるようなイベントや、干潟をはじめとした自然環境に関する市民への情報提供が必要です。

一方、本市に元々いる生き物の生息を脅かす外来種に対しては、今後生息域が広がらないようにする等の対策を図っていくとともに、市民一人ひとりも飼育動物を安易に捨てたり、捕獲した外来種を他の地域に放したりしないよう心がけることが必要です。特に宇土半島に生息するクリハラリス（通称：台湾リス）については「宇土半島における台湾リス防除等連絡協議会」で協議のうえ、捕獲等の効果的な対策を行い、また、生息状況等について、近隣自治体や地域住民等と連携し情報収集を行っています。



～御興来海岸～

5. 快適環境の状況

5-1 公園・緑地、自然との触れ合いの拠点

(1) 現状

本市は、山と海が同居した環境にあり、それぞれの自然と触れ合うことができます。市内には、表に示すように、桜、菖蒲及びあじさい等の名所となっている自然公園や、干潟と一体となった海岸公園、県民憩いの森として整備されている雁回山憩いの森等の多様な自然に触れ合うことができる公園が多くあります。

自然との触れ合いの拠点としては、自然公園等の公園施設以外にも、貸し農園、遊歩道、身近な緑に触れ合う場所としての社寺が至る所にあります。

しかし、走潟地区や緑川地区にはこれら公園がない一方で、中心市街地には広場としての都市公園*は郊外と比較して多くありますが、自然と触れ合うことができる場所はほとんどないといった偏りがみられます。中心市街地では、無秩序な市街化が進んだ結果、緑地や民家の樹木等の緑も乏しくなっています。

こうした状況のなか、身近な場所での公園整備や、既存施設の整備への市民の要望が多く見られます。

◆ 都市公園等及び自然との触れ合いの拠点

地区名	都市公園等の名称	その他、自然との触れ合いの拠点
宇土	中央公園	—
	宇土市運動公園	
	宇土駅前公園	
	城之浦公園	
	宇土城山公園	
花園	境目児童公園	雁回山遊歩道（雁回山憩いの森）
	立岡自然公園	
	五色山公園	
	雁回山憩いの森	
	御野立公園	
轟	轟泉自然公園	九州自然歩道、貸し農園
	つつじヶ丘自然公園	
	つつじヶ丘農村公園	
	つつじヶ丘野菜公園	
	宇土城跡西岡台公園	
走潟	—	—
緑川	—	—
網津	甲岩自然公園	九州遊歩道
	住吉自然公園	
	住吉海岸公園	
網田	御輿来海岸自然公園	九州遊歩道、長浜潮干狩り場
	網田海岸公園	
市全域	社寺	まとまった緑を形成し、身近な緑に触れ合う場所（100箇所以上）

(2) 課題

中心市街地は緑に乏しく、緑化への市民の要望が多く見られます。緑を増やすためには、市街地の大半を占める民有地の緑化や、公有地において緑を形成する必要があります。民有地に対しては緑化協定*等の整備の推進、公有地に対しては公共施設や街路等の街づくりの計画段階から面的・線的な緑のスペースを計画的に整備する等の対策を図ることが必要です。

近年、都市化の進展の中で、水や緑、生き物など自然との触れ合いへの関心が高まってきており、身近な場所においても自然との触れ合いの場の整備が求められています。

中心市街地には船場川が流れており、清掃活動が続けられてきた結果、昔いた魚を再び見かけるようになる等、川がきれいになってきています。しかし、大部分の護岸はコンクリートや鋼矢板で仕切られ、市民が気軽に水や川の生き物に触れることができる場所はほとんどありません。このような市民活動の拠点とも言うべき船場川を有効活用する等、水辺と緑地を融合させた自然との触れ合いの拠点を創出していくことが必要です。

5-2 史跡・文化財*

(1) 現状

市内には宇土城跡（西岡台）や檜崎古墳等の史跡、国指定にもなっている向野田古墳出土品等の文化財が数多くあります。またその他にも、古墳や貝塚等の埋蔵文化財が数多く確認されています。これら史跡・文化財のうち、宇土城跡（西岡台）は史跡公園としての整備が進行中で、市指定文化財である網田焼は網田焼の里資料館で展示され、国重要有形民俗文化財に指定された宇土の雨乞い大太鼓附関連資料は大太鼓収蔵館で保管・展示されているほか、椿原雨乞い太鼓踊り等の祭りが行われる等、観光資源としての利活用も進められています。

◆ 宇土市内における史跡・文化財（指定文化財）の状況

	史跡・記念物	文化財
国指定	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡 宇土城跡（西岡台） [1件] 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財 向野田古墳出土品 [1件] ・民俗文化財（有形）宇土の雨乞い太鼓附関連資料 [1件]
国登録		<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財（建造物） JR三角線網田駅本屋 [1件]
県指定	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡 檜崎古墳、仮又古墳、網田焼窯跡 [3件] ・天然記念物 栗崎の天神楠 [1件] 	<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財（周刻）木造釈迦如来坐像 など [3件] ・民俗文化財（無形）宇土の御獅子舞 [1件]
市指定	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡 宇土城跡（小西城）、晚免古墳、明治天皇御野立所跡、轟水源地及び水樋管、住吉公園、立岡公園一帯、轟宮庄貝塚、曾畑貝塚、温知館跡、天草四郎ゆかりの里 など [41件] ・天然記念物 赤瀬オハツキイチョウ など [6件] ・名勝 網田海岸一帯 [1件] 	<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 （建造物）船場橋、武家屋敷の表門 など [7件] （工芸品）尺八及び関連資料、網田焼 など [16件] （周刻）韋駄天像、寒巖靴形像 など [8件] （絵画）動物画、胎蔵界曼陀羅 など [7件] （書跡）蕉夢庵記、生涯一方青山 など [8件] （典籍）宇土軍記、桂源遺稿と木版 [2件] （古文書）上羽家文書 [1件] （考古資料）三角縁四神四尊鏡、下網田マブシの石棺 など [5件] （歴史資料）島原の乱当時の細川家旗竿、名和家位牌 [2件] ・民俗文化財（無形）宇土松山の花椿踊り、椿原雨乞い太鼓踊り、佐野山王祭礼 [3件]

（出典：宇土市教育委員会）

(2) 課題

史跡・文化財は、自然公園や祭り等と共に、観光資源としても活用され、県内から多くの観光客が訪れています。しかし、施設、進入道路や駐車場が十分に整備されていないなどの課題が残されています。

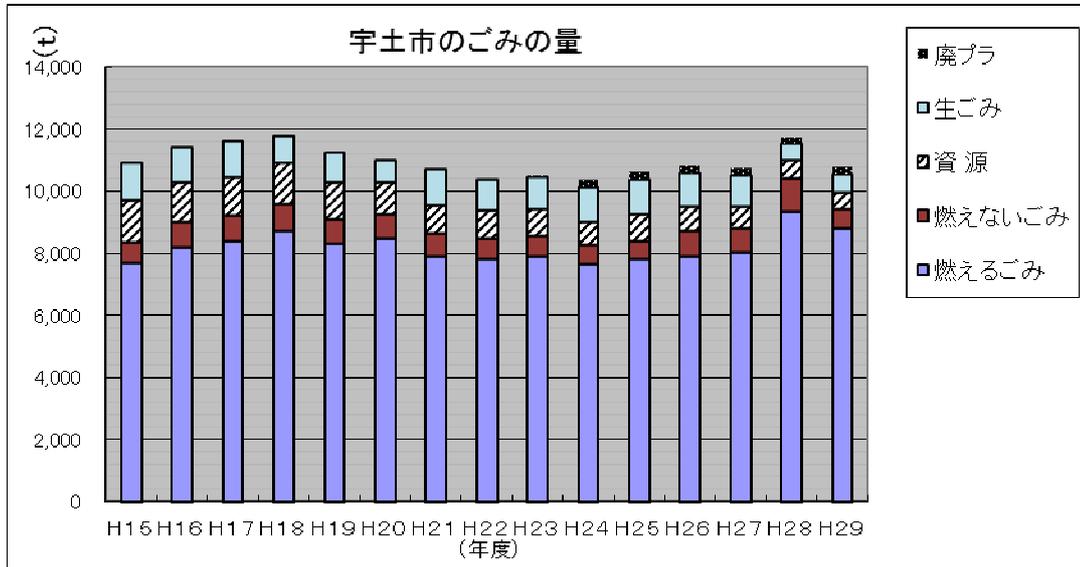
今後は、歴史・文化的資源の整備を、周辺の自然環境との共生や、整備後の観光資源としての利活用に配慮して推進するとともに、歴史・文化的資源に関する情報の整備を図り、市民及び周辺自治体等に広く周知を図り、歴史・文化的資源に関連したイベントを一層推進していくことにより、市民の歴史・文化的意識の啓発を図ることが必要です。

また、前項で記載した「公園・緑地、自然との触れ合いの拠点」の整備と合わせて、歴史・文化的資源の利活用と市民の意識の啓発を図ることにより、市民に安らぎとうるおいを与え、将来にわたって、市民が誇れるような魅力あるまちづくりを推進していくことが必要です。

6. ごみに係る状況

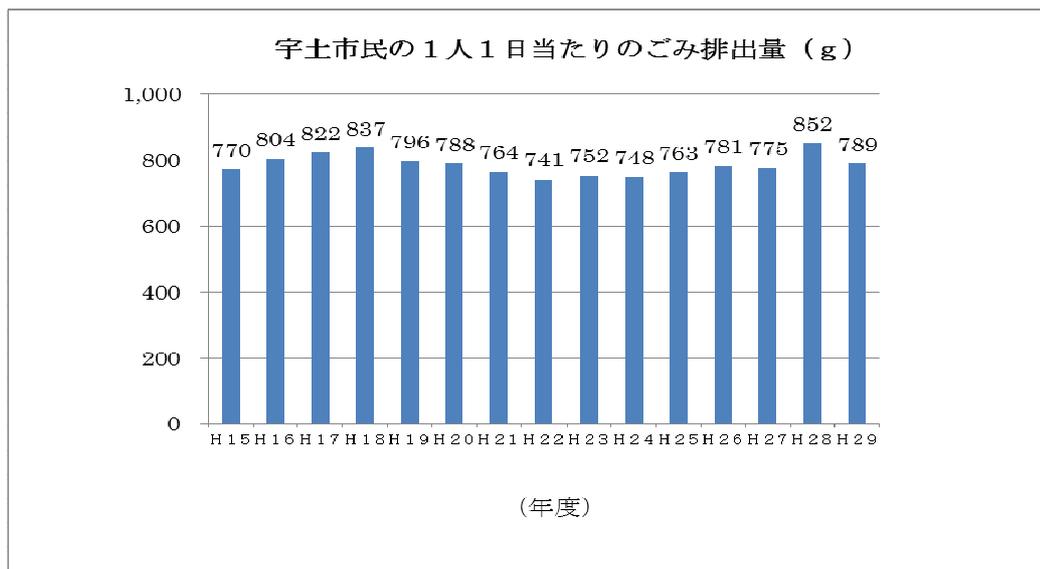
(1) 現状

① ごみの排出量について



(資料：宇土市環境交通課)

市全体のごみ排出量は、平成18年度まで増加しており、その後平成22年度まで減少してはいましたが、その後再び増加傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量についても、同様の傾向にあります。

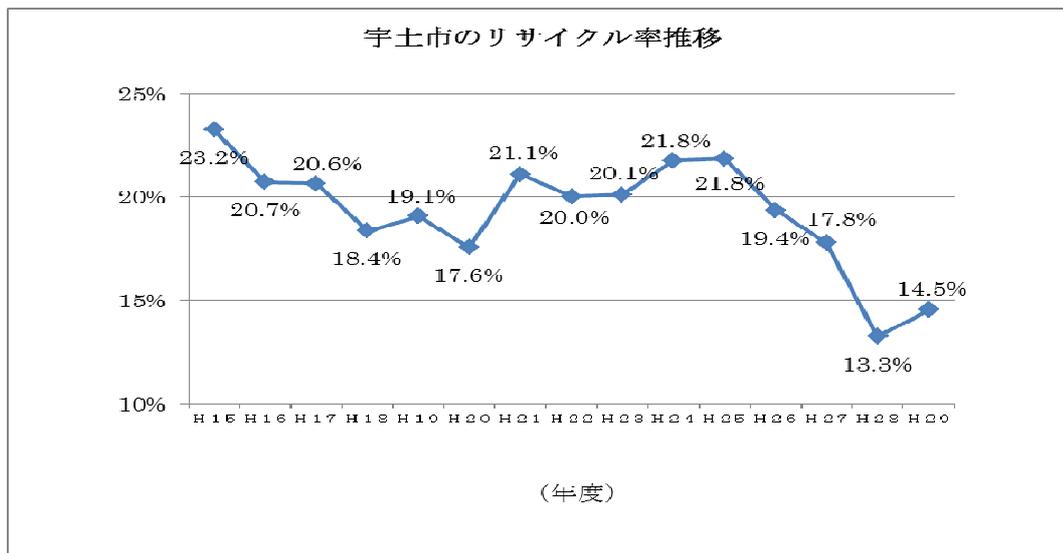


(資料：宇土市環境交通課)

② ごみの分別収集について

本市では、平成9年の「容器包装リサイクル法」の施行に伴い、翌年から資源ごみの分別収集が始まり、その後分別品目の増加や生ごみ分別収集・たい肥化の開始と、段階的にごみの分別収集・リサイクルに取り組んできました。平成24年1月からは、廃プラスチックの分別収集をはじめ、平成24年4月からは、インクカートリッジ、廃食用油の拠点回収、平成27年4月からは乾電池や水銀体温計などの拠点回収を行っています。また、平成29年12月からはみんなのメダルプロジェクトに参加し、小型家電リサイクルの回収を始めました。

しかし、リサイクル率は平成25年度で21.8%に増加しましたが、その後減少を続けており、平成28年度の熊本地震時には13.3%まで減少しております。



(資料:宇土市環境交通課)

③ ごみの処理について

市内で集められた可燃ごみは、宇城クリーンセンターに集められ焼却処理されます。また、不燃ごみと粗大ごみは選別・破碎処理され、残さ等が埋立処分されます。現在の埋立処分地は、このままの状態推移すると10年余りで満杯になってしまいます。

家庭からの生ごみは、分別収集のあとのたい肥化施設に搬入し、たい肥となり農家などで利用されています。

④ 不法投棄・ごみのポイ捨てについて

平成19年度には宇土市不法投棄監視員制度を開始し、地域で不法投棄を防ぐ体制を構築しました。平成25年度以降は、環境交通課に専任の不法投棄巡回員を置き、巡回パトロールや不法投棄対応にあたっています。

平成29年度には、市において把握しているもので20件の不法投棄が確認されています。また、道路・川・海岸沿い、公園内等でごみのポイ捨ても目立ちます。

不法投棄に対しては、市による巡回パトロールや不法投棄されたごみの撤去を実施しています。ごみのポイ捨て等に対しては、市民・市・漁協等の協働による海岸線、河川沿いの清掃活動を実施しています。例年8月には、くまもと川と海づくりデーにおいて河川の清掃を行っております。船場川においても、春と秋に清掃を行い地域の環境保全に努めています。

(2) 課題

宇土市における1人1日当たりのごみの排出量は、全国平均に比べ少ない数値です。今後もこの状況を継続し、さらなるごみの排出量削減に努める必要があります。

ごみの最終処分場は、有限なものであり、満杯になれば次の処分場を確保しなければなりません。今日、処分場の確保は全国的な課題となっているものです。

今後は、できる限りごみを作らない消費行動の推進と共に、市が実施している廃棄物に関する施策を有効に活用して、3Rの推進、循環型社会の構築を目指すことにより、1人当たりのごみ排出量をさらに抑制していくことが必要です。

本市では、「宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例」を平成17年度に制定しました。廃棄物の減量と再資源化を促進するために、市民、事業所、市の役割を明確にし、循環型社会を形成することを目指しています。また、土地管理や公共の場所等の清潔保持についても規定し、市の環境保全に努めています。

一方で、市内には依然多くの不法投棄やポイ捨てが見られることから、不法投棄に対しては、熊本県や警察と連携を図るとともに、市民、事業者及び民間団体との協働により、監視体制の強化を進めることが必要です。

以上のようなごみに関わる問題を解決していくためには、市民一人ひとりの心がけとともに、みんなが協力して取り組む必要があります。そのためには、市民

及び事業者への環境教育・環境学習や啓発活動を通じた意識の向上を図ることが重要です。